

下妻市いじめ防止基本方針

平成26年3月

下妻市・下妻市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

2 下妻市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等に関する基本理念

(2) 「下妻市基本方針」策定の目的

(3) いじめの防止に向けた方針

第2章 いじめの防止等のために下妻市が実施する施策

1 「下妻市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

2 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

(2) いじめの対応に関すること。

(3) 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること。

3 その他の事項

第3章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

1 いじめの対応

(1) 「学校の基本方針」の策定

(2) いじめの防止等のための組織の設置

2 学校の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

(2) いじめの対応に関すること。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条関係）

(1) 重大事態の意味

(2) 重大事態の調査

(3) 調査結果の提供及び報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

(2) 再調査を行う機関の設置

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第5章 家庭の役割

1 保護者の責務

2 未然防止と早期発見，早期解消に向けた取組

第6章 地域の役割

1 未然防止に向けた取組

2 早期対応に向けた取組

はじめに

下妻市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「下妻市いじめ防止基本方針」(以下「下妻市基本方針」という。)を策定する。

この「下妻市基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての児童生徒の健全育成及びいじめのない社会の実現を方針の柱とする。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 下妻市のいじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

ア いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる可能性がある深刻な人権侵害である。

イ いじめの防止等の対策では、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行う。

ウ いじめの防止等の対策は、学校、保護者、地域その他関係機関の連携の下、児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指して行う。

(2) 「下妻市基本方針」策定の目的

ア 「下妻市基本方針」では、上記の基本理念の下、市民がいじめの防止等の対策についてそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。

イ 法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

(3) いじめの防止に向けた方針

ア いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。

イ いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援並びにいじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講ずる。

エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。

第2章 いじめの防止等のために下妻市が実施する施策

1 「下妻市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、福祉事務所、下妻警察署その他関係者により構成される「下妻市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2 教育委員会の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

ア 児童生徒の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援並びに児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」とする。

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるいじめ電話相談、教育相談員、スクールカウンセラーなどの体制を整備する。

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等の資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体及び事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見及び早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなどの必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめの対応に関すること。

ア いじめに対する措置

(ア) 教育委員会は、法第23条第2項の規定により学校から報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(イ) 教育委員会は、学校から報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を

命ずるなどのいじめを受けた児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校の指導のあり方並びに警察への通報及び相談による対応

(ア) いじめが起きたときは、被害児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対して事情及び心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導し、及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力並びに関係機関及び専門機関との連携の下で取り組むよう指導し、又は助言する。

(イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なもの及び児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導及び支援並びに被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談し、又は通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導し、又は助言する。

(3) 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること。

ア 学校評価及び教員評価の留意点

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無又はその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握及び対応が促され、並びに日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応及び組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導又は助言を行う。

イ 学校経営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図ることなどにより、学校経営の改善を支援する。

3 その他の事項

市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途に、法の施行状況等を勘案して、「下妻市基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第3章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

1 いじめの対応

(1) 「学校の基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、「国の基本方針」又は「市の基本方針」を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭その他関係者により構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

2 学校の取組

(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

ア 未然防止

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育、体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

(ア) 授業、学級活動及びホームルーム活動の充実

(イ) 自治的及び自発的な児童会活動並びに生徒会活動の実施

(ウ) 教育相談及び個別面談の充実

(エ) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

イ 早期発見

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を大切にすることで、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにする。

(ア) いじめに関するアンケート調査の実施

(イ) 保護者とのきめ細やかな連携

(ウ) 相談窓口の周知

(2) いじめの対応に関すること。

学校は、いじめの連絡又は相談を受けたときは、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめの防止等の対策のための組織において対策会議を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護及び被害者の保護者への対応

イ いじめの実態の把握

ウ 加害者への指導及び加害者の保護者への助言

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条関係）

(1) 重大事態の意味

ア 法第28条第1項第1号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ 法第28条第1項第2号に規定する「相当の期間」については、「国の基本方針」では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等個々のケースを十分把握する必要がある。

ウ 学校と教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告、調査等に当たる。

(2) 重大事態の調査

ア 報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生したときは、直ちに教育委員会に報告する。

イ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の規定による調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、教育委員会が主体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに「下妻市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設ける。この調査委員会は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、第三者（当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。）をもって構成し、その公平性及び中立性を確保する。

エ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更又は区域外就学等いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当

たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、市長が専門的な知識を有する第三者をその委員に任命するが、委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、調査の公平性及び中立性を図るよう努める。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、人的体制の強化、外部専門家の配置等の支援を行う。

第5章 家庭の役割

1 保護者の責務

- (1) 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- (2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観、学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- (3) 地方公共団体、学校、地域社会等が講ずるいじめ防止のための取組に協力する。
- (4) 情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的なルール、マナーなどを身に付けられるよう努める。

2 未然防止、早期発見及び早期解消に向けた取組

- (1) 子どもの話に耳を傾け、「認める」「褒める」「叱る」ことを通して、子どもが決まりを守るなどの規範意識を身に付けられるように努める。
- (2) 子どもの小さな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に耳を傾け、いじめの未然防止及び早期発見に努める。その際は、事実関係を冷静に判断し、必要があるときは、学校又は専門機関に相談する。
- (3) 子どものスマートフォン、携帯電話等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめを受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかの確認を行う。
- (4) 子どもがいじめを受けたときは、子どもの身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
また、子どもがいじめをしたときには、その行為をやめさせるとともに、学校へ連絡する。
- (5) 子どもを通していじめの情報を把握したときは、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、学校へ連絡し、又は相談する。

第6章 地域の役割

1 未然防止に向けた取組

- (1) 地域と学校が互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、連携を図るよう努める。
- (2) 地域の行事及び地域における社会体験活動を通して、児童生徒同士、又は児童生徒と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

2 早期対応に向けた取組

- (1) 地域住民は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、当該児童生徒に声かけなどを行い、様子を見るとともに、教育委員会又は学校へ連絡することに努める。
- (2) 民生委員、児童委員等は、地域においていじめの発見に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、教育委員会又は学校と協力して対応する。